

の基準につきましては、その際の抛って立つ指針、あるいはガイドラインになることが期待されます。

それからもう1つ、自主規制機関の証券取引所において、今後、この内部統制に関するディスクロージャーや監査について、主体的に要請事項として受け入れて、義務化する方向も考えられると思います。現時点におきましても、リ

スク情報の開示という形で、内部統制情報に關しましても先駆的に発信している企業があるようですから、これに足並みを揃えて、少なくとも証券取引所の段階でこの報告書の考え方を全面的に受け入れて、実務対応するという事も考えられると思います。

編集部 ありがとうございます。

(終了)

ACFE JAPAN, 「アドバイザー・コミッティー」を設置

不正の防止、発見、抑止の専門家である「公認不正検査士 (CFE)」の資格を認定する、公認不正検査士協会 (ACFE, 本部: 米国テキサス州オースティン) の日本事務局であるACFE JAPAN (事務局長: 甘粕 潔 紳デュー・クレスト専務取締役) は7月28日、資格保有者や有識者からなる「ACFE JAPAN アドバイザー・コミッティー」を設置、第1回会合を開催した。

同コミッティーは、ACFEが世界各国で培った不正対策のノウハウを的確にローカライズし、日本企業の内部統制強化に貢献できるよう、対極かつ先見的な助言を施す機関。委員長には、金融庁・企業会計審議会の内部統制部会会長を務める八田進二青山学院大学大学院教授が就任した。

会合には、19名が出席。特別委員として、日本公認会計士協会 (JICPA) の藤沼亜紀会長と紳フィナンシャルの木村剛社長が招聘された。

席上、八田委員長は、公認会計士、内部監査人などのアメリカ発の資格が日本で馴染んできたように、CFEもそろそろ日本において真正面から取り組んでいい時期にきているのではないかとコメント。

また、特別委員でもある藤沼JICPA会長は、米国公認会計士にはCFE資格保有者も多く、ACFE JAPANの取り組みは有意義な試みである。JICPAとしても適宜連携を図りたい、とエールを送った。

今回の会合は12月上旬に開催される予定である。

なお、ACFE JAPANでは、11月26・27日に東京で筆記試験を行う。この11月試験開始までは「不正調査等実務経験の審査試験」を行っており、一定の不正調査実務経験者には米国本部の審査を経てCFE資格を認定する特例制度がある。

ACFEは1988年に設立され、不正対策教育における世界のリーダーとして125カ国に約34,000人の会員を有している。



国際会計基準2007年問題 の実務対応

<8>

新日本監査法人 金融部 公認会計士 橋上 徹

今回のポイント

- IAS12 (法人所得税) ⇒ 不良債権に関する繰延税金資産の回収可能年数、具体的な回収可能性の判断基準等の追加開示を行う。
- IAS14 (セグメント別報告) ⇒ 特段対応不要。
- IAS16 (有形固定資産)
 - ① 原状回復費用引当金 / (特別) 修繕引当金
⇒ 原状回復 / (特別) 修繕引当金の計上根拠 (認識方法, 測定方法, 計算基礎 [計算根拠]) の追加開示を行う。
 - ② 法人税法の影響
⇒ 特段対応不要。
 - ③ 再評価
⇒ 有形固定資産の再評価に関しては、日本企業は現状の会計処理でもよい (この場合、特段対応不要) が、再評価を行うことも可能である。

第2章 「2007年問題」〈Area 2〉 (続き)

第10節 EU域内証券市場に上場・公募している日本企業に対して求められたその他の追加開示

第2款 IAS関連 (続き)

第2款では、IASについて解説する。

(B) IAS12 (法人所得税: Income taxes)

関係会社間の損益に関する繰延税金資産及び繰延税金負債は、

- ① 当初測定は、未実現損益を含む資産の売り手側の税率で測定し、
- ② 買い手側に移転された資産が外部第三者に売却等をされるまで繰延べされている。

ただし、連結貸借対照表日における繰延税金資産の計算に際し、法人所得税率及び繰延税金資産の回収可能性の再評価の調整は行わない (「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」第13項)。

(CESRの同等性評価)

- ◆ IFRSと日本のGAAPとの間の法人所得税及び繰延税金資産・負債の計算上の差異は、一定程度は、日本の税務実務を反映している為に発生したものである。
- ◆ 繰延税金資産・負債の計算基礎が勘定科目の注記において完全に説明される限りにおいては、当該差異の調整はEU域内投資家の意思

決定を変更させる可能性は低い。その場合は、両者の差異は重大なものではなくなる。
 ◆加えて、繰延税金資産の回収可能性及び不良債権問題に関する特殊な日本の状況下においては、不良債権に関する繰延税金資産の金額の開示が要求される。特に、日本の銀行法の適用を受ける金融機関等においては必須の開示となる。

(日本企業の対応)

◆不良債権に関する繰延税金資産の回収可能年数、具体的な回収可能性の判断基準等の追加開示を行う。

(9) IAS13 (変動資産及び流動負債の表示)

◆IAS1により廃止

(10) IAS14 (セグメント別報告)

◆日本のGAAPでは、

- ① セグメント別負債は報告セグメント毎に報告することは要求されていない。
- ② 事業別及び地域別セグメント情報が提供されている。
- ③ 事業別セグメントは企業が製品あるいは役務提供のラインを基礎として識別されるものとされている。
- ④ 経営者は事業別セグメントを識別し、経営の多角化を最も適切に反映する製品あるいは役務提供のラインを集計することにより事業別セグメントを決定するものとされている。

(CESRの同等性評価)

- ◆実際には、統計データによると日本の大企業の40%は4つ以上の事業別セグメントを開示している。
- ◆このことは、セグメント情報において、多くの情報が提供されていることを示すものである。
- ◆セグメント情報はASBJがIASBとの収斂を考へようとしているが、現状としては遅延しそうである。それは、IAS自体がUS-GAAPとの収斂プロジェクトにおいて再検討される予定となっているからである。
- ◆日本のGAAPにおけるセグメント情報は、CESRがEU域内の投資家の投資の意思決定に日本のGAAPにおけるセグメント別報告の十分な情報が提供され得る個々の事業に関する実際の経営組織を反映している為、日本のGAAPとIASとの差異は重大ではない。

(日本企業の対応)

◆特段対応不要。

(11) IAS15 (物価変動の影響を反映する情報：Information Reflecting the Effects of Changing Prices)

◆2005年1月1日から廃止。

(12) IAS16 (有形固定資産：Property, plant and equipment)

- ① 原状回復費用引当金／(特別)修繕引当金
- ◆日本のGAAPの下では、資産の原状回復／修繕義務(例えば、取壊撤去費用及び地ならし費用)は、通常、初期測定時点では資産化されていない。
- ◆原状回復費用引当金／(特別)修繕引当金の認識 (IAS37の下での引当金の認識) はIFRSの下では要求されているが、日本のGAAP

全訂版 退職給付会計を徹底的にわかりやすく解説!! 吉木 伸彰・大澤 豊・清松 敏雄 共著
 A5判・216頁 定価2,100円(税込) 〇税務研究会出版局刊〇
 ここがポイント! **退職給付会計**

では、特定の産業^①についてのみ認識される。
 ◆上記のような限定的な状況の下では、修繕引当金の取扱いはIFRSの取扱いとは異なっている。即ち、日本のGAAPの下では、条件付債務の実現可能性を限定的に考慮して認識される。

(CESRの同等性評価)

- ◆原状回復／修繕義務の将来の支払発生可能性の存否の検討を行うことは投資家にとって重要であることは知られている。
- ◆しかしながら、多くの場合、実際の金額は極めて不確定なものである為、CESRは、EU域内の投資家が、原状回復／修繕義務の存在の有無、原状回復／修繕義務の状況によって発生時期・金額が変動することがあることを知ることは重要であると考えている。
- ◆日本のGAAPの下では、原状回復／(特別)修繕義務に対する引当金が必ずしも、通常の場合において認識されない点は、重大な差異とみられる。

(日本企業の対応)

◆原状回復／(特別)修繕引当金の計上根拠(認識方法、測定方法、計算基礎[計算根拠])の追加開示を行う。

② 法人税法の影響

日本の会計実務においては、耐用年数、残存価額の定義、あるいは、有形固定資産の減価償却方法の選択は法人税法の影響を受けている。

(CESRの同等性評価)

- ◆法人税法の影響についての懸念は過去、JICPA(日本公認会計士協会)により提起されており、
 ・監査第一委員会報告「耐用年数の適用、変更及び表示と監査上の取扱い」(1979)は、法人税法の耐用年数の利用は、その耐用年数が経済的使用可能期間に比して合理的な場合のみ適用可能である、と規定している。
- ◆耐用年数に関しては、一般論として、日本の税制は、適正な財務報告目的を相当意識したものとされていると言える。
- ◆税制が経済実態と乖離した場合は、適正な財務報告目的には法人税法は適用できない。
- ◆CESRは、上記を勘案すると、耐用年数に関する日本のGAAPとIFRS/IASとの差異は重大なものではないと考えられる。

(日本企業の対応)

◆特段対応不要。

③ 再評価

日本のGAAPでは、一般論として、有形固定資産に公正価値ではなく、取得原価を付すことを要求している (IAS16は再評価金額を付すことを容認している)。

(CESRの同等性評価)

◆日本企業はIASの再評価の選択肢を使用することになるであろう。

(日本企業の対応)

◆有形固定資産の再評価に関しては、日本企業は現状の会計処理でもよい(この場合、特段対応不要)が、再評価を行うことも可能である。

① 修繕引当金とは、毎期継続的に修繕工事を行う計画があり、また従来も実際に修繕が行われていた場合、ある期間の修繕が特殊な理由によって施工されなかったとき、企業の所有する設備や機械装置などの固定資産に生じた故障を次期以降に修理をする場合の修繕費に備えて設けられる引当金をいう。また、特別修繕引当金とは、数年ごとに定期的に行われる船舶のほか溶鉱炉・熱風炉および板ガラス製造用の溶鉱炉などの特別の大修繕に備えて設けられる引当金である。したがって、修繕・特別修繕引当金を計上している業種には、非鉄金属や石油石炭製品、ガラス・土石製品などのように比較的規模の大きな設備を要する業種において計上されている(なお、両引当金とも法人税法上は計上は認められていない)。